

草加市教育委員会会議録

平成28年第10回定例会

平成 28 年草加市教育委員会第 10 回定例会

平成 28 年 10 月 27 日（木）午後 1 時 30 分から

草加市役所本庁舎教育委員会会議室（3 階）

○議 題

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 第 45 号議案 | 草加市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について |
| 第 46 号議案 | 草加市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱の制定について |
| 第 38 号報告 | 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について |
| 第 39 号報告 | 平成 28 年度全国学力・学習状況調査の報告について |
| 第 40 号報告 | 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について |
-

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	井 出 健 治 郎
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美

○説明員

教育総務部長	今 井 規 雄
教育総務部副部長	三 浦 伸 治
教育総務部副部長	青 木 裕
総務企画課長	伊 藤 寿 夫
学 務 課 長	関 根 秀 一
指 導 課 長	中 村 常 雄
教育支援室長	山 根 明
中央図書館長	松 川 令 久

○事務局

書 記 飯 野 光 政
山 岸 亮

○傍聴人 1 人

午後 1 時 3 0 分 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、平成 2 8 年教育委員会第 1 0 回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 事務局から前回会議録の朗読をお願いいたします。

——— 前回会議録の朗読 ———

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で前回会議録の承認を終了します。

◎議案審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日の案件は、議案が 2 件、報告が 3 件となっております。

なお、委員さんの中で議題以外の教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第 4 5 号議案 草加市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○高木宏幸教育長 初めに、第 4 5 号議案につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 第 4 5 号議案についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、平成 2 8 年に租税特別措置法が改正され、本年 4 月から特定学資としての資金の貸付けに係る長期貸借契約書の印紙税が非課税となる制度が創設されました。

具体的な内容としましては、就学困難な、高校や大学に通う生徒や学生を対象に、経済的な

負担軽減を目的として無利子の条件で貸し付けます奨学資金貸付事業につきまして、借用証書に印紙を添付する必要がなくなったものでございます。

この印紙税非課税の制度を実施するに当たりましては、制度を運用する草加市におきましても、事前に国へ申請し、確認を受けましたところ、非課税適用外となる学校などを借用証書に明記した上で適用されとの回答をいただいております。

今回の奨学資金貸付条例施行規則の一部改正については、規則に定められた第10号様式の借用証書について、その様式の一部を改正し、注釈の欄、「租税特別措置法第91条の2第2項の規定の適用により印紙税は非課税（ただし、専修学校一般課程就学者を除く）。」の注意書きを加えまして、制度を利用されている方の負担軽減を図ってまいります。

また、この借用証書につきましては、貸付資金の貸付けが終了となりました後、通常は3月に提出いただいております。そのため、平成29年3月に貸付けが終了となりました方から対象となります。

なお、こちらにつきましては、制度運用は3年以内と条件が付されておりますので、今回につきましては平成31年3月31日までとなります。これ以降につきましては、今後、国に確認していく予定でございます。以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 印紙税の負担軽減ということですが、実際にはどの程度の金額が軽減されることになりますか。

○説明員 法律上では10万円以下で200円、10万円から50万円以下のもので400円、50万円を超え100万円以下のもので1,000円、100万円を超え500万円以下のもので2,000円です。奨学資金の場合ですと、一例ですが、県立高校の場合、月額1万円を貸付けます。この関係で、3年間で36万円ですので、50万円以下の400円という金額が軽減されることになります。

○村田悦一教育長職務代理者 ただし書きで「専修学校一般課程就学者を除く」とありますが、草加市には関わりないと思うのですが、これはなぜこれだけが除かれているのでしょうか。

○説明員 こちらは、租税特別措置法におきまして、高校段階以上の学校に通う生徒の方を対象としている関係で、入学資格を定めていない専修学校一般課程につきましては非課税の対象という判断をさせていただいて、今回、適用の対象外とさせていただいております。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第４５号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第４５号議案については、可決いたします。

◎第４６号議案 草加市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱の制定について

○高木宏幸教育長 次に、第４６号議案につきまして、中央図書館長より説明させます。

○説明員 第４６号議案についてでございます。

子ども読書活動の推進に関する法律第９条第２項の規定に基づき、本市における子ども読書活動推進計画を策定するため、草加市子ども読書活動推進計画検討委員会を設置する必要を認め、提出するものです。

子ども読書活動推進計画につきましては、子ども読書活動の推進に関する法律に基づき、国に計画の策定義務が、都道府県と市町村には策定するよう努めることが求められているものでございます。

同法の基本理念とするところは、「子ども（おおむね１８歳以下の者）の読書活動は、子どもが、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」としております。

本市におきましては、これまで、児童館・児童クラブ・保育園、小・中学校の教育、社会教育、公民館事業、図書館事業、青少年支援など、他部局にまたがってそれぞれに子どもの読書活動に関する事業を行ってまいりました。しかしながら、市全体として総合的かつ計画的に事業の推進を図ることが、より効率的でかつ有効なものであると考え、さらに、県内の多くの自治体が計画を既に策定済みであるという状況の中で、他自治体との連携を強化する必要もあると考え、本市も計画策定について検討しようとするものです。

この要綱は、全１０条から成っております。

まず、設置、所掌事務、組織関係とワーキンググループに関する条項を内容としております。

第３条、組織で、検討委員会は小・中学校長、県立高等学校長の代表者及び関係所属課の長で組織し、その下部組織として別表に定める所属の職員でワーキンググループを組織します。

幅広く意見等を聴取し、また、ワーキンググループで計画策定に向けた具体的な検討作業等を行うもので、そのための必要な事項をこの要綱で定めるものでございます。

なお、第8条に規定する設置期間でございますが、検討委員会、ワーキンググループとも平成28年11月1日から計画の策定が終了する日までとします。現在のところ、終了する日は平成29年度末をめどに検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 私もこの子どもの読書活動の推進に関する法律を改めて読ませていただいて、第9条の第2項に、市町村は策定するよう努めなければならないと定められたのが平成13年で、15年間、草加市ではこれが策定されなかったわけですが、何か策定されなかった理由があればお話しいたきたいです。

○説明員 計画策定については、県や市町村は、法律上、努力義務となっております。

本市におきましては、事業の内容が、かなり広範囲にわたっており、各部局で児童館、保育園、あるいは乳児・幼児の健康診断での読み聞かせ等、幅広く事業を進めてきたところでございます。例えば、中央図書館におきましては、週4回の読み聞かせ事業を行っています。こういった内容から、子どもの読書活動については、近隣の自治体と比べても遜色ない事業を進めてきたと考えております。

しかし、市全体としての連携がこれまでとれていなかった部分もあり、そのことについては、この計画を策定することにより、総合的かつ計画的に、より一層事業の推進を図ることができるのではないかと考えました。

さらに、県内で策定済みの自治体が多く出てきたという状況もございまして、それらの自治体と情報を共有して、連携強化の必要性も考えまして、本市においても策定を検討してみようという経緯になりました。以上でございます。

○村田悦一教育長職務代理者 例えば、南部地区の川口市、蕨市、戸田市ではいつ策定されていますか。近隣の八潮市、三郷市、越谷市についてもお願いします。

○説明員 策定、未策定の状況でよろしいでしょうか。市だけで言いますと、40市中31市、既に策定済みという形で、草加市を含めて9市が未策定という状況でございます。

策定済みの市の、策定期間についてはただ今資料を用意してございません。申し訳ございません。未策定のところは、春日部市、白岡市、幸手市、蓮田市、鴻巣市、北本市、入間市、東松山市、そして草加市というような状況でございます。

○村田悦一教育長職務代理者 この推進計画については、検討委員会が策定するまでということで、実際に策定後はどうしていくのでしょうか。

担当課が中央図書館ということで、改めて分掌を見てもみると、中央図書館の庶務係、奉仕・資料係に関わるようなものがないのです。策定したものをより実効性のあるものにしていくには、こういう分掌の中にはっきり明記しないと、結局いいものができたけれども、絵に描いた餅に終わってしまうのかなと思います。現時点で、策定後も中央図書館が主体でやっていくのか、改めて話し合っていくのか、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○説明員 今回の策定、検討につきましては、図書館が事務局を仰せつかりまして、進めていく予定でございます。先ほど申し上げました広範囲にわたる事業ですが、全庁的には、生涯学習課、あるいは指導課と連携を取りながら進めていきたいと考えております。今後、計画の策定後がむしろ重要と考えております。検証して、次年度の事業につなげていく作業が必要だと思います。そのため、今のところは、中央図書館が事務局として、ワーキンググループを主体とした検討グループや検証のための組織を引き続き策定後も活用していきたいと考えております。

○村田悦一教育長職務代理者 第3条の組織ですが、ここに(1)から(10)までという形で「委嘱し、又は任命」となっていますが、子どもの読書活動の推進に関する法律第6条には保護者の役割というのがありまして、「父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。」ということがこの法律で位置付けられているわけですね。そういう形から見ると、この組織の中にも保護者が入っているほうがより望ましいのかなということを考えますが、いかがでしょうか。

○説明員 ご指摘のとおり、保護者の参加が望ましいと考えます。ただ、第3条の組織につきましては、ワーキンググループも含めて、関係所属と思われるところには全て委員として入っていただくということで組織立てをしております。

保護者につきましても考えましたが、実際の事業の内容で、児童館・児童クラブ、あるいは保育園、幼稚園、小・中、さらに高校と広範囲なものとなりますため、保護者の範囲も広範囲になると考えています。従いまして、ワーキンググループの中で具体的に保護者の意見を聞くということにしまして、広く市民からご意見を聞いていきたいと。必要に応じて、また、保護者向けのアンケート等も実施していきたいと考えております。また、素案ができ上がりましたら、パブリックコメントを実施し、なおかつ市民の意見を聞いていく予定で考えております。以上でございます。

○村田悦一教育長職務代理者 それでは、第6条にワーキンググループがあり、第7条にも関係者の出席というものも設けてありますので、ぜひ、保護者の方の意見等を吸い上げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小澤尚久委員 今、保護者という話がありましたが、館長さんの説明の中で、保育園や幼稚園というお話もあったので、どこかで考えてくださっていると思うのですが、子育て支援課長ですとか、子ども教育連携推進室長ですとか、そういった関係課の中から、保育園や幼稚園等の現場の声もいろいろと具体的に聞いていただきまして、それで進めていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○説明員 承知しました。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第46号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第46号議案については、可決といたします。

◎第38号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 次に教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

第38号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 県費負担教職員の専決人事を報告させていただきます。

育児休業でございますが、小学校教諭1件、中学校教諭1件でございます。

取得した職員につきましては女性でございます。

続いて、休職でございますが、小学校教諭1件でございます。

続いて、発令でございますが、代替です。小学校産休代員が1件、小学校育休代員が1件、中学校育休代員が1件、小学校病休代員が1件、小学校休職代員が1件。以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 この休職の小学校教諭の性別や年代、理由などについて、差し支えない範囲でもう少し詳しく教えてください。

○説明員 休職をとられた方ですが、40歳の女性の方でございます。休職の理由でございま

すが、切迫流産ということです。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第３８号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第３８号報告については、承認いたします。

◎第３９号報告 平成２８年度全国学力・学習状況調査の報告について

○高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則第３条の規定に基づき、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第３９号報告につきまして、指導課長より説明させます。

○説明員 第３９号報告につきましてご報告いたします。

この報告内容につきましては、昨年度と同じく、ご審議をいただきました後、今後、ホームページ等により公表したいと考えております。

この資料は、全国学力・学習状況調査の結果分析と考察について、ホームページでの公開を想定し、まとめたものでございます。

まず、「平成２８年度全国学力・学習状況調査 草加市の調査結果概要」になります。調査の目的、調査の概要、草加市の学力調査結果の概要、草加市の学習状況調査（児童生徒質問紙調査）結果の概要についてまとめてございます。ここまでがホームページを開いた時に、すぐに見ることができる結果の概要版になります。

そして、「結果分析と考察はこちら」とありますが、ここにリンクが張ってございます。こちらをクリックしますと、詳細版のページが表示されます。

次に、全国学力・学習状況調査の結果分析と考察について申し上げます。

全体の構成ですが、「Ⅰ 調査の概要」、「Ⅱ 結果分析と考察」、「Ⅲ 教育委員会の取組」について掲載をしております。

「Ⅳ 資料」といたしまして、国語の結果概況及び算数・数学の結果概況と、正答数の分布から見る傾向、児童生徒質問紙調査から県が公表した項目を中心に全国と県、草加市の割合の比較、国立教育政策研究所の分析から教科の平均正答率と関連する生活習慣や学習環境等に関する調査結果項目についてピックアップしました資料でございます。

それでは、結果分析と考察につきまして、ご説明いたします。

はじめに、国語の結果概況について申し上げます。

平均正答率の昨年度との比較について記しております。ページ上部にあります◆（黒塗りのひし形）に結果から分かることを何点か記述し、その下の表は、縦軸に草加市と埼玉県、全国
の正答率とその比較、また横軸に平成27年度と平成28年度の比較を数値で表してございま
す。対前年度比較の欄の○（白丸）は県や国との差が縮まったこと、▼（黒塗り下向きの三角
形）につきましては差が開いたこと、△（白塗り三角形）につきましては変化なしを示してご
ざいます。

◆に記しましたが、基礎的な知識・技能に関する国語A、活用に関する国語Bともに、埼玉
県及び全国の平均正答率を下回っておりますが、その差は縮まる結果となりました。

続いて、国語に関する「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」、「伝統的な
言語文化と国語の特質に関する事項」の4つの領域別結果について示しています。

領域別の成果と課題、そして、授業改善の主なポイントをまとめました。

国語については、「平仮名で表記されたものをローマ字で書くこと。ローマ字で表記された
ものを正しく読むこと。」や、「本や文章などから必要な情報を読み取り、根拠を明確にして
自分の考えを書くこと。」などに課題が見られました。

次に、算数・数学の結果概況につきまして申し上げます。

平均正答率の昨年度との比較について記しております。

国語と同様、算数・数学A、算数・数学Bともに、埼玉県及び全国の平均正答率を下回って
おりますが、その差は縮まる結果となりました。

算数・数学に関する領域別結果及び領域別の成果と課題、そして、授業改善の主なポイント
をまとめました。

算数・数学については、「除法の性質や特徴を理解すること、また、小数の除法を計算する
こと」や、「与えられた数の中から自然数を選ぶこと。自然数についての理解」などに課題が
見られました。

次のグラフの資料は、正答数の分布から見る傾向について示しています。

棒グラフが、草加市を表しています。丸で囲んでいるところをご覧くださいと、草加市の特
徴として、国語A・B、算数A・数学Aにつきましては、グラフの右側、正答数が多い児童生
徒の割合が低くなっていることが分かります。また、算数B・数学Bについては、グラフの左
側、正答数が少ない児童生徒の割合が高くなっていることが分かります。正答率の低位、それ
から、中ほどに位置する児童生徒をさらに伸ばす指導が課題となります。

次のページは、児童生徒質問紙調査の結果につきまして、質問紙項目全85項目のうち10項目をピックアップし、県や全国と比較したものです。

算数、数学の勉強は好きだと回答した児童生徒の割合が全国や県に比べ低いこと、また、質問事項9、10の家庭での学習時間で、全くしないと回答した割合が小学校、中学校とも全国や県に比べ高いことが課題でございます。

続きまして、国立教育政策研究所の分析から教科の平均正答率と関連する生活習慣や学習環境などに関する調査結果項目についてピックアップした資料でございます。

この調査結果から、本市の児童生徒に求められる生活習慣や学習環境等の改善に関する視点を、「Ⅱ 結果分析と考察」の中で、「4 生活習慣や学習環境等に関する調査結果」として、「◆教科・授業に関心を持って意欲的に学ぶこと」、「◆最後まであきらめずに、学習に取り組むこと」などの9つにまとめました。

ここまでの内容を受けて、「Ⅲ 教育委員会の取組」といたしまして、主な点を次の7点に絞り示しました。「1 授業改善・指導力の向上」では、学力向上対策研修会の開催など4点。また、「2 学習意欲の向上・落ちついた環境づくり」では、児童生徒の学習に対する支援の充実など2点。「3 幼保小中の連携」。「4 学力向上プランの見直しと活用」。「5 学力向上に向けた施策」では、草加市学力・学習状況調査の実施、全国学力・学習状況調査結果の分析委託。「6 調査結果等の市民・保護者等への公開」。「7 第二次草加市教育振興基本計画の推進」といたしました。以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 昨日、川柳小学校で草加っ子の基礎・基本の研究発表、3年間の委嘱の発表がありましたが、全体会で教育長から、先生方の共通理解、共通して意識をして、指導をしていくことが一番大事であるというお話がありました。今回の結果分析が先生方に対してどこまで浸透して、課題なり、今後にどうつなげていくのか、やはりそこが一番大事で、それぞれ出席した先生方は意識をして、川柳小学校も特に意識をして、学力向上にさらに励んでいこうという校長先生のお言葉も最後にありましたが、ぜひ、これが各学校でいかされていくように、担当課を中心に進めていただきたいということを改めてお願いいたします。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

今、村田委員さんからもありましたけれども、とにかくこの全国学力・学習状況調査、県の学力・学習状況調査もそうですが、この結果分析をして、それで終わったのでは何の意味もな

く、実際にこれをしっかりと、それぞれの学校の日々の教育実践につなげていくことが、我々、事務局の大きな仕事かなと思っています。

そういう意味で、先日も学力向上対策研修会を実施しましたが、そこで各校長先生や学力向上担当の教員にこの分析結果を伝え、また、各校の実態もそれぞれ違いますので、それを踏まえた上で、学力向上プラン、生きて働く向上プランを作って、そしてそれをすぐに実践してほしいというお願いをしました。

まだまだ努力していかなければなりませんけれども、今の言葉を踏まえて、事務局としてもしっかり進めてまいりたいと思っております。

◎第40号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○高木宏幸教育長 次に、第40号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告をさせていただきます。

今回の報告は、草加市教育委員会が就学支援委員会に対して諮問しました2つの事項についてでございます。

諮問事項(1)「障がいがあると思われる児童・生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援」についてご報告させていただきます。

特別な教育的措置1、在学児童・生徒でございますが、今回の調査依頼人数39人、調査実施人数39人、未実施者はありません。なお、その校種内訳は小学生39人、中学生はありません。

障がいの種類の判断は、表にございますとおり、「障がい種を判断できるほどの課題は見られない」が13人、「知的障害」が6人、「情緒障害等」が20人でございます。

障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、表にございますとおり、「障がい種を判断できるほどの課題は見られない」の中では、「通常学級で観察指導することが望ましい」が5人、「市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましい」が8人ございました。

知的障害の中では、「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」が6人ございました。

情緒障害等の中では、「通級指導教室(発達障害・情緒障害)での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい」が8人、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望

ましい」が12人でした。

次に、特別な教育措置2（通級による指導：ことば・きこえ）におきましては、今回の調査依頼人数が4人、実施人数、同じく4人です。

ことばに障がいがあると思われる児童は4人でした。

障がいの種類の判断は、2のとおりです。

教育的支援につきましては、3にありますとおり、「自然に治癒することが見込まれる。」が1人、「自然治癒の可能性も認められるため継続観察を必要とする。」が2人、「通級指導教室でことばの指導を必要とする。」が1人でした。

諮問事項（2）「障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援」についてご報告させていただきます。

特別な教育措置1、就学予定児では、今回の調査依頼人数は24人、実施人数、同じく24人でした。

障がいの種類の判断は、表にございますとおり、「障がい種を判断できるほどの課題は見られない」が7人、「知的障害」が7人、「情緒障害」が10人です。

教育的支援につきましては、3にありますとおり、「障がい種を判断できるほどの課題は見られない」の中では、「通常学級で観察指導することが望ましい」が4人、「市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましい」が3人でした。

知的障害の中では、「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」が7人、情緒障害等の中では、「通常学級で観察指導することが望ましい」が1人、「通級指導教室（発達障害・情緒障害）での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい」が1人、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」が8人でした。以上です。
○高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者　就学予定児は、今回も24名出ておりますが、私は、4月からの入学ではなくて、それより前の就学時健診や入学説明会から学校は保護者とつながりを持ち、信頼関係を築くことが大事かなと思います。

前回、9月の定例の教育委員会で、室長から、今年の就学時健診ではことばの検査がなくなってくるということでした。この就学時健診は、保護者等に会う大事な最初の間になると思うのですが、ここまで行った中で心配な点や状況について何かありましたらお願いいたします。

○説明員 就学時健診につきましては、10月26日現在で16校が終了しております。就学時健診の様子でございますが、ことば・きこえに関してチェックリストを配付して説明をしていることから、保護者の関心も高く、内容を確認しながら説明を聞いているということで、担当からは伺っております。以上でございます。

○高木宏幸教育長 続きまして、その他の報告がございましたらお願いします。

○教育総務部長 特にございません。

○高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いします。

○教育総務部長 それでは、次回の教育委員会の日程でございますが、平成28年第11回定例会につきましては、11月17日木曜日、時間は午後1時30分から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと存じます。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後2時20分 閉会